

新旧対照表

改正前	改正後
<p>1 頁</p> <p>国においては、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」(以下「国土強靭化基本法」という。)を公布・施行し、平成 26 年 6 月には国土強靭化に関する国の計画等の指針となる「国土強靭化基本計画」を策定(平成 30 年 12 月改定)するなど、強靭な国づくりを進めている。</p> <p>埼玉県においても、このような国の動きに合わせ、平成 29 年 3 月に「埼玉県地域強靭化計画」を策定し、国土強靭化に係る施策を推進している。</p>	<p>1 頁</p> <p>国においては、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」(以下「国土強靭化基本法」という。)を公布・施行し、平成 26 年 6 月には国土強靭化に関する国の計画等の指針となる「国土強靭化基本計画」を策定(令和 5 年 7 月改定)するなど、強靭な国づくりを進めている。</p> <p>埼玉県においても、このような国の動きに合わせ、平成 29 年 3 月に「埼玉県地域強靭化計画」を策定(令和 4 年 3 月改定)し、国土強靭化に係る施策を推進している。</p>
<p>2 位置付け</p> <p>本計画は、国土強靭化基本法第 13 条の規定に基づく「国土強靭化地域計画」であり、国の「国土強靭化基本計画」、「埼玉県地域強靭化計画」との調和を図りつつ、市政の基本的な指針である「第五次北本市総合振興計画」とも整合を図り、本市の国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置付ける。</p> <pre> graph TD A【国】国土強靭化基本計画・埼玉県地域強靭化計画 B【国】国土強靭化基本計画 C【国】埼玉県地域強靭化計画 D北本市国土強靭化地域計画 E第五次北本市総合振興計画 F分野別計画（地域防災計画等） A -- 調和 --> B A -- 調和 --> C B -- 整合・調和 --> D C -- 整合・調和 --> D D -- 分野別計画の指針 --> F </pre>	<p>2 位置付け</p> <p>本計画は、国土強靭化基本法第 13 条の規定に基づく「国土強靭化地域計画」であり、国の「国土強靭化基本計画」、「埼玉県地域強靭化計画」との調和を図りつつ、市政の基本的な指針である「北本市総合振興計画」とも整合を図り、本市の国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置付ける。</p> <pre> graph TD A【国】国土強靭化基本計画・埼玉県地域強靭化計画 B【国】国土強靭化基本計画 C【国】埼玉県地域強靭化計画 D北本市国土強靭化地域計画 E第五次北本市総合振興計画 F分野別計画（地域防災計画等） A -- 調和 --> B A -- 調和 --> C B -- 整合・調和 --> D C -- 整合・調和 --> D D -- 分野別計画の指針 --> F </pre>
<p>3 期間</p> <p>本計画が対象とする期間は、令和 4 年度から令和 7 年度までの 4 年間とする。その後、次期北本市総合振興計画の策定に合わせて見直しを行う。ただし、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととする。</p>	<p>3 期間</p> <p>本計画が対象とする期間は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とし、北本市総合振興計画の策定に合わせて見直しを行う。ただし、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととする。</p>

3 頁

2 気象

本市の最寄りの気象官署である熊谷地方気象台の気象データ(1991～2020 年)によると、降水量の平年値は 1305.8mm、年間平均気温は 15.4℃ となっている。

4 頁

3 人口

(1) 人口・世帯の状況

本市の人口は、昭和 40 年代から 50 年代にかけて大幅に増加し、平成 7 年からは横ばいの状態が続いているが、平成 17 年の 70,126 人をピークにその後は減少を続け、令和 2 年 10 月 1 日の時点で 65,201 人となっている。

世帯数は、単独世帯や核家族世帯の増加により、一貫して増加傾向にあり、令和 2 年 10 月 1 日の時点で 27,378 世帯となっている。

5 頁

(3) 昼夜間人口

本市の常住人口(夜間人口)は 67,409 人であり、昼間人口は 53,969 人となっており、昼夜間人口比率は 80.1% となっている。

昼間人口（人）	夜間人口（人）	流入人口（人）	流出人口（人）	昼夜間人口比率（%）
53,969	67,409	10,329	23,769	80.1

出典:平成 27 年国勢調査¹

3 頁

2 気象

本市の最寄りの気象官署である熊谷地方気象台の気象データ(平成 3 年～令和 2 年)によると、降水量の平年値は 1305.8mm、年間平均気温は 15.4℃ となっている。

4 頁

3 人口

(1) 人口・世帯の状況

本市の人口は、平成 17 年の 70,126 人をピークに減少を続け、令和 2 年 10 月 1 日の時点で 65,201 人となっている。

世帯数は、単独世帯や核家族世帯の増加により、一貫して増加傾向にあり、令和 2 年 10 月 1 日の時点で 27,378 世帯となっている。

5 頁

(3) 昼夜間人口

本市の常住人口(夜間人口)は 65,201 人、昼間人口は 53,822 人、昼夜間人口比率は 82.5% となっており、流出人口が流入人口を上回っている。

昼間人口（人）	夜間人口（人）	流入人口（人）	流出人口（人）	昼夜間人口比率（%）
53,822	65,201	10,220	21,599	82.5

出典: 令和 2 年国勢調査(総務省統計局)

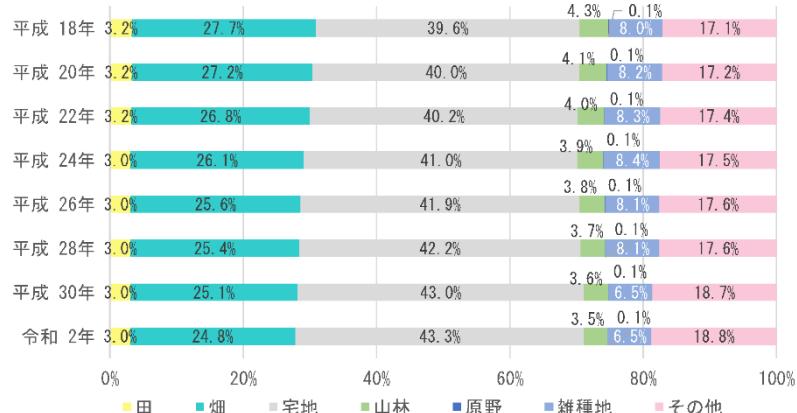
4 土地利用

地目別面積の割合について、平成 18 年からの隔年の推移を見ると、田、畠及び山林が減少傾向にあり、宅地及びその他が増加傾向にある。

令和 2 年は、宅地が 43.3% と最も多く、次いで畠が 24.8%、その他が 18.8% となっている。

■地目別面積の推移

各年 1 月 1 日現在



出典:北本市の統計

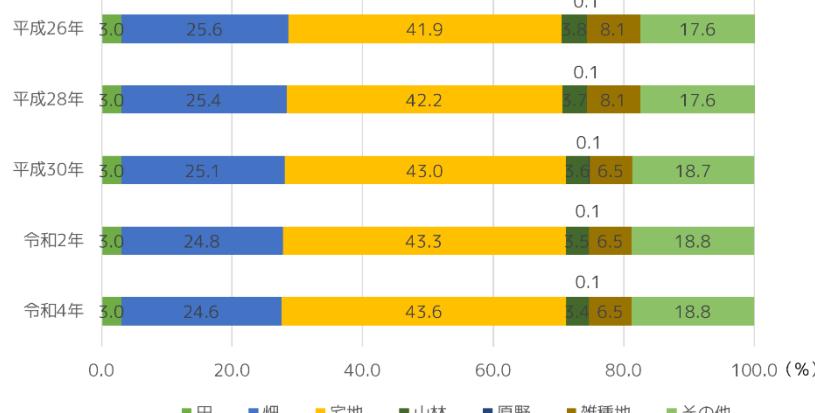
4 土地利用

地目別面積の割合について、平成 26 年からの隔年の推移を見ると、田、畠が減少傾向にあり、宅地が増加傾向にある。

令和 4 年は、宅地が 43.6% と最も多く、次いで畠が 24.6%、その他が 18.8% となっている。

■地目別面積の推移

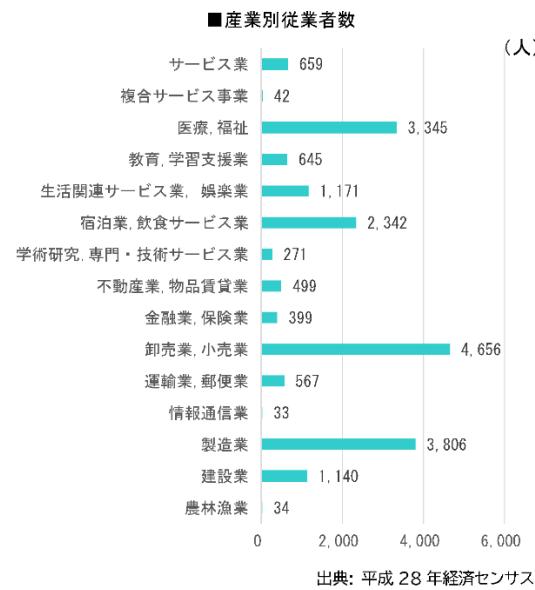
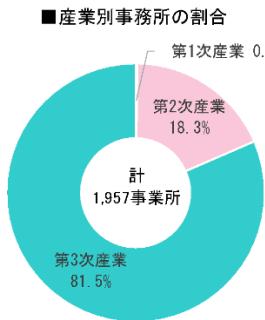
各年 1 月 1 日現在



出典:北本市の統計

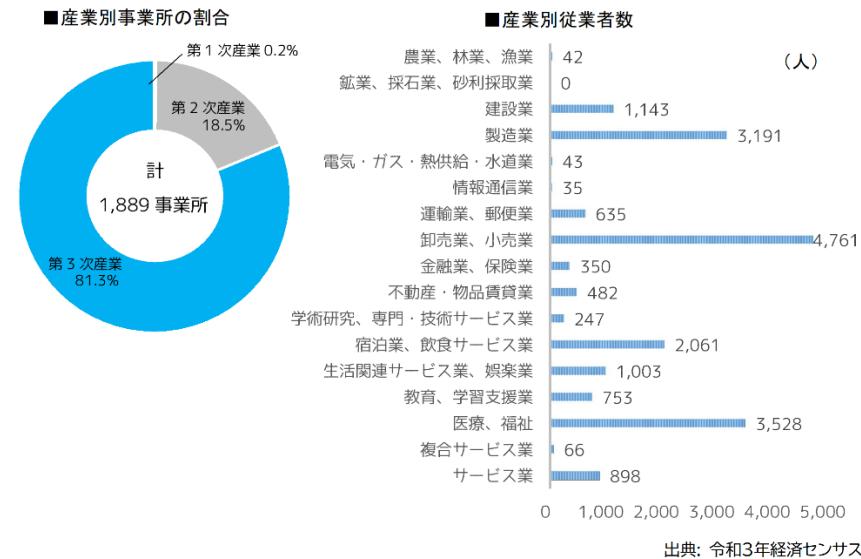
5 産業

平成 28 年経済センサス調査によると、本市の事業所数は、1,957 事業所であり、第2次産業が 18.3%、第3次産業が 81.5%を占めている。従業者数は、19,609 人であり、産業別では卸売業・小売業が 4,656 人、製造業が 3,806 人、医療・福祉が 3,345 人となっている。



5 産業

令和 3 年経済センサス調査によると、本市の事業所数は、1,889 事業所であり、第2次産業が 18.5%、第3次産業が 81.3%を占めている。従業者数は、19,238 人であり、産業別では卸売業・小売業が 4,761 人、製造業が 3,191 人、医療・福祉が 3,528 人となっている。



6 交通

(1) 公共交通

市域の中央部を南北にJR高崎線が通り、通勤・通学に利用されている北本駅がある。

最近 10 年間の北本駅の一日平均乗降者数は微減で推移していたが、2020 年は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、大幅に減少している。

また、バスは7本の路線により構成され、駅や病院等への市民の交通手段として利用されている。



(3) 土砂災害の想定

本市の地形は、おおむね平坦であるが、荒井・石戸宿付近には開析谷が認められ、当該地域に急傾斜地崩壊危険箇所が 12 箇所ある。

また、急傾斜地崩壊危険箇所を対象に、土砂災害防止法に基づき、知事から土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定されている箇所が 2 箇所ある。

令和 3 年 9 月現在、土砂災害警戒区域内に建物の立地はあるものの居住する市民はいないことから、要避難者人口はゼロとなっている。

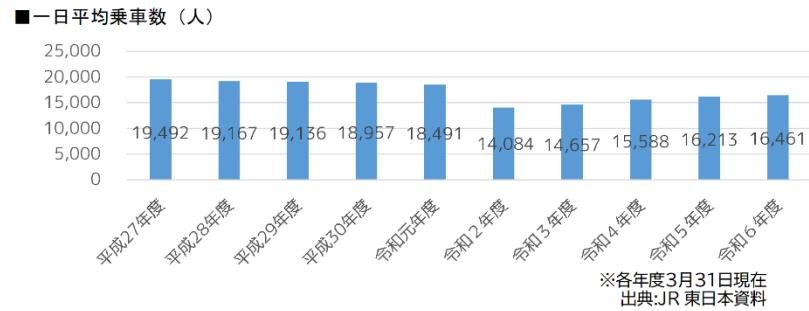
6 交通

(1) 公共交通

市域の中央部を南北にJR高崎線が通り、通勤・通学に利用されている北本駅がある。

最近 10 年間の北本駅の一日平均乗降者数は、平成 27 年から令和元年までは微減で推移していたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により令和 2 年は大幅に減少し、その後は回復傾向にあるものの、以前の水準には戻っていない。

また、バスは 6 本の路線により構成され、駅や病院等への市民の交通手段として利用されている。



(3) 土砂災害の想定

本市の地形は、おおむね平坦であるが、荒井・石戸宿付近には開析谷が認められ、当該地域に急傾斜地崩壊危険箇所が 12 箇所ある。

また、急傾斜地崩壊危険箇所を対象に、土砂災害防止法に基づき、知事から土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定されている箇所が 2 箇所ある。

令和 7 年 9 月現在、土砂災害警戒区域内に建物の立地はあるものの居住する市民はいないことから、要避難者人口はゼロとなっている。

2 事前に備えるべき目標

大規模地震及び風水害の発生を想定し、基本目標を具体化した以下の8項目の「事前に備えるべき目標」を設定する。

- (1) 直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- (3) 必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- (5) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- (7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- (8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

2 事前に備えるべき目標

大規模地震及び風水害の発生を想定し、基本目標を具体化した以下の 6 項目の「事前に備えるべき目標」を設定する。

- (1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- (3) 必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (5) 情報通信サービス・電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- (6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

13 頁

1 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

8項目の「事前に備えるべき目標」を達成するため、本市の実情に応じて、35項目の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を次のとおり設定する。

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）
1 直接死を最大限防ぐ	1 住宅・建物・交通施設等の倒壊による多数の死傷者の発生
	2 大規模火災による多数の死傷者の発生
	3 浸水による多数の死傷者の発生
	4 大規模な土砂災害等による死傷者の発生
救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	3 大量の帰宅困難者の発生、混乱
	4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
4 機能・情報サービスは確保する	2 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5 経済活動を機能不全に陥らせない	3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	2 エネルギー供給の停止による社会経済活動の停止
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-2 に統合
	1 復旧・復興に必要な電力や都市ガス供給、石油・LPG等の長期間にわたる機能の停止
	2 上水道等の長期間にわたる供給停止
	3 下水道施設等の長期間にわたる機能停止
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	4 交通インフラの長期間にわたる機能不全
	1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞による交通麻痺
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	3 危険物・有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大
	4 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	5 地域コミュニティの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	6 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
	7 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

13 頁

1 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

6項目の「事前に備えるべき目標」を達成するため、本市の実情に応じて、23項目の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を次のとおり設定する。

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1 住宅・建物・交通施設等の倒壊による多数の死傷者の発生
	2 大規模火災による多数の死傷者の発生
	3 浸水による多数の死傷者の発生（脆弱な防災力の長期化に伴うものも含む）
	4 大規模な土砂災害等による死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	3 大量の帰宅困難者の発生、混乱
	4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
	2 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 経済活動を機能不全に陥らせない	1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	2 危険物等を取扱う事業所の火災、爆発等
	3 情報通信サービス・電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
5 上水道等の長期間にわたる供給停止	1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	2 復旧・復興に必要な電力や都市ガス供給、石油・LPG等の長期間にわたる機能の停止
	3 上水道等の長期間にわたる供給停止
	4 下水道施設等の長期間にわたる機能停止
	5 交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	2 地域コミュニティの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	4 事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

14 頁

4 脆弱性の評価の結果

本市における 35 項目の「リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)」に対し、現在実施している各分野の施策について抽出した上で、主な課題を整理し、脆弱性の評価を行った。

事前に備えるべき目標 1	直接死を最大限防ぐ
--------------	-----------

16 頁

○災害時に自主防災組織による安否確認、救出活動等が的確に実施できるよう、防災活動用資機材の整備を補助制度等により継続的に支援する必要がある。

⑨老朽化対策

○公共施設の耐震化を積極的に進めており、小・中学校については、平成 25 年度に耐震化が完了している。居室を有する建築物について、今後も耐震性の確保に努める必要がある。

○公共施設の施設管理者は定期的に点検を実施し(ブロック塀、屋外看板等を含む)、必要な箇所については補修等を実施する必要がある。

○本市の「その他空家率」は 4.3%(平成 30 年)となっており、災害時の倒壊や延焼等が危ぶまれることから、北本市空家等対策計画に基づき、空家等対策を推進する必要がある。

16 頁～17 頁

④行政機能（警察・消防等含む）

○出火時の初期消火を迅速に行うため、各家庭や事業所における消火器や火災警報設備の設置を促進する

必要がある。

○出火時の初期消火を迅速に行うため、消防団を活性化し、災害活動能力を向上させるとともに、市民への防災指導に努める必要がある。

○消防本部は、自らの消防力だけでは対応できない場合に備え、埼玉県下消防相互応援協定に基づく応援など、他の消防機関の応援に対する受援体制を整備する必要がある。

15 頁

4 脆弱性の評価の結果

本市における 23 項目の「リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)」に対し、現在実施している各分野の施策について抽出した上で、主な課題を整理し、脆弱性の評価を行った。

事前に備えるべき目標 1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
--------------	-----------------------

16 頁

○災害時に自主防災組織による安否確認、救出活動等が的確に実施できるよう、防災活動用資機材の整備を補助制度等により継続的に支援する必要がある。

⑨老朽化対策

○公共施設の耐震化については、完了している。今後も耐震性の確保に努める必要がある。

○公共施設の施設管理者は定期的に点検を実施し(ブロック塀、屋外看板等を含む)、必要な箇所については補修等を実施する必要がある。

○本市の「その他空家率」は 4.9%(令和5年)となっており、災害時の倒壊や延焼等が危ぶまれることから、北本市空家等対策計画に基づき、空家等対策を推進する必要がある。

16 頁～17 頁

④行政機能（警察・消防等含む）

○消防力の現勢等を把握し、消防機関等と連携して、消防機械器具、消防水利施設等の整備充実を図るとともに、消防団に必要な消防資機材、消防団詰所、ポンプ自動車等の計画的な更新を図る必要がある。

○出火時の初期消火を迅速に行うため、各家庭や事業所における消火器や火災警報設備の設置を促進する必要がある。

○出火時の初期消火を迅速に行うため、消防団を活性化し、災害活動能力を向上させるとともに、市民への防災指導に努める必要がある。

○消防本部は、自らの消防力だけでは対応できない場合に備え、埼玉県下消防相互応援協定に基づく応援など、他の消防機関の応援に対する受援体制を整備する必要がある。

○通電火災を防ぐため、各家庭において感震ブレーカーへの取り換えを促進する必要がある。

17 頁

⑦情報通信

- 災害時に防災関係機関相互の通信連絡や市民等への情報発信を迅速・的確に行うため、災害情報連絡体制を整備、推進するとともに、県の災害情報の入力・表示システムである「埼玉県災害オペレーション支援システム」を活用する必要がある。
- 情報を市民等が確実に把握できるように、防災行政無線の放送、メール配信、電話応答サービスや市ホームページへの掲載など、複合的な情報伝達手段を確保する必要がある。

1-3 浸水による死傷者の発生

19 頁

事前に備えるべき目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

①健康・医療・福祉

- 人工呼吸器使用者にとって、災害時の停電は命に直結し、避難行動も周到な準備が必要であることから、市は、災害時に人工呼吸器使用者を支援する体制について整備を図る必要がある。

20 頁

①健康・医療・福祉

- 被災地においては、衛生条件が悪化し、感染症等がまん延する恐れや、長期にわたる避難生活により健康状態が悪化する恐れがあるため、感染症等の防止措置や被災者に対する防疫及び保健衛生活動を実施する必要がある。
- 避難所等における消毒液やグローブ、マスク、感染防護服等の備蓄を進める必要がある。
- 避難所において、新型コロナウイルス感染症の疑いがある者に対し専用スペースを用意するなどの対策を講じる必要がある。

17 頁

⑦情報通信

- 災害時に防災関係機関相互の通信連絡や市民等への情報発信を迅速・的確に行うため、災害情報連絡体制を整備、推進するとともに、県の災害情報の入力・表示システムである「埼玉県災害オペレーション支援システム」を活用する必要がある。
- 情報を市民等が確実に把握できるように、防災行政無線の放送、メール配信、電話応答サービスや市ホームページへの掲載など、複合的な情報伝達手段を確保する必要がある。
- 小・中学校においては、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルを策定する必要がある

⑧地域づくり・リスクコミュニケーション

- 出火時の初期消火を迅速に行うため、自主防災組織の防災訓練の参加を促すとともに、自主防災組織が独自に訓練を実施する場合、訓練方法等について積極的な支援を行う必要がある。

1-3 浸水による死傷者の発生（浸水に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

19 頁

事前に備えるべき目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

①健康・医療・福祉

- 人工呼吸器等使用者や酸素療法者等にとって、災害時の停電は命に直結し、避難行動も周到な準備が必要であることから、市は、災害時に人工呼吸器等使用者や酸素療法者等を支援する体制について整備を図る必要がある。

21 頁

①健康・医療・福祉

- 被災地においては、衛生条件が悪化し、感染症等がまん延する恐れや、長期にわたる避難生活により健康状態が悪化する恐れがあるため、感染症等の防止措置や被災者に対する防疫及び保健衛生活動を実施する必要がある。
- 避難所等における消毒液やグローブ、マスク、感染防護服等の備蓄を進める必要がある。
- 避難所において、新型インフルエンザ等感染症の疑いがある者に対し専用スペースを用意するなどの対策を講じる必要がある。

22 頁

- 居室を有する建築物については、北本市住宅・建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震性の確保に努める必要がある。

22 頁～23 頁

事前に備えるべき目標 4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
<p>⑦情報通信</p> <p>○災害時に通信システムが十分機能し活用できる状態に保つために、非常用電源の確保や転倒防止対策、通信システムのバックアップ化等の安全対策を推進する必要がある。</p>	
<p>○災害時において各種通信設備を迅速・的確に使用するため、平常時からマニュアルを作成し、通信設備の使用方法の習熟を図る必要がある。</p> <p>○災害時に防災関係機関相互の通信連絡や市民等への情報発信を迅速・的確に行うため、災害情報連絡体制を整備、推進するとともに、県の災害情報の入力・表示システムである「埼玉県災害オペレーション支援システム」を活用する必要がある。</p>	
4-2	テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
<p>⑦情報通信</p> <p>○停電時においても防災行政無線等により、情報伝達体制を確立する必要がある。</p> <p>○市からの情報を市民等が確実に把握できるように、防災行政無線の放送やメール配信、電話応答サービス、市ホームページへの掲載など、複合的な情報伝達手段を確保する必要がある。</p>	
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
<p>⑦情報通信</p> <p>○避難所等の防災拠点や災害対策本部を設置する防災中枢拠点において、災害時においても使用できる情報通信機能や管理機能などの充実を図る必要がある。</p> <p>○市ホームページがアクセス過多により閲覧できなくなる懼れがあることから、災害モードへの切り替えやキャッシュページへの誘導等、アクセスを分散させる必要がある。</p>	

削除

削除

23 頁～24 頁

事前に備えるべき目標 5 経済活動を機能不全に陥らせない	
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
⑤産業・農業	
○企業は災害時に果たす役割を認識し、各企業において災害時に重要業務を継続できるようにするため、企業の事業継続計画(BCP)の策定に努める必要がある。	
5-2	エネルギー供給の停止による社会経済活動の停止
③環境・エネルギー	
○災害発生時に備え、防災拠点などの公共施設や事業所等において、発電機の配備や自立・分散型エネルギー・システムの導入を推進する必要がある。	
5-3	危険物等を取扱う事業所の火災、爆発等
⑤産業・農業	
○危険物等を取扱う事業所において、火災が拡大する恐れのあるときは、周辺地域の市民に対し避難を呼びかけるとともに、避難誘導、立入禁止場所の設定・周知等必要な措置を講じる必要がある。	

23 頁

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせない	
4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
⑤産業・農業	
○企業は災害時に果たす役割を認識し、各企業において災害時に重要業務を継続できるようにするため、企業の事業継続計画(BCP)の策定に努める必要がある。	
4-2	危険物等を取扱う事業所の火災、爆発等
④行政機能（警察・消防等含む）	
○危険物の流出事故等を未然に防止するため予防対策を推進する必要がある。	
⑤産業・農業	
○危険物等を取扱う事業所において、火災が拡大する恐れのあるときは、周辺地域の市民に対し避難を呼びかけるとともに、避難誘導、立入禁止場所の設定・周知等必要な措置を講じる必要がある。	

事前に備えるべき目標6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
6-1	復旧・復興に必要な電力や都市ガス供給、石油・LPガス等の長期間にわたる機能の停止
③環境・エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時に備え、防災拠点などの公共施設や事業所等において、発電機の配備や自立・分散型エネルギー・システムの導入を推進する必要がある。 ○災害時の石油類燃料等を確保するため、新たな石油関係団体等との協定締結に努めるとともに、市内の供給事業者との応援協定に基づき、災害時のエネルギーの調達、供給体制の整備を進める必要がある。
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
②住宅・都市・ライフライン	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時においては、水道管の破損や停電による送水不能による広範囲の断水が想定されるため、桶川北本水道企業団において、上水道施設の耐震化や老朽化対策、停電対策、円滑な復旧活動ができる体制整備を推進する必要がある。
6-3	下水道施設等の長期間にわたる機能停止
②住宅・都市・ライフライン	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道施設の耐震性の向上及び未普及対策に努めるとともに、既設管等の事前調査などにより、老朽化した下水道施設の更新及び改修等を実施し、下水道施設の安全化を推進する必要がある。
6-4	交通インフラの長期間にわたる機能不全
②住宅・都市・ライフライン	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模災害発生時においては、JR高崎線北本駅を起終点とした路線バス及び路線バスを補完する公共交通であるデマンドバスが運行できなくなることが想定されるため、運行業者と連携し、円滑な復旧体制を整備する必要がある。

事前に備えるべき目標5	情報通信サービス・電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
5-1	<ul style="list-style-type: none"> ○テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
⑦情報通信	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時に通信システムが十分機能し活用できる状態に保つために、非常用電源の確保や転倒防止対策、通信システムのバックアップ化等の安全対策を推進する必要がある。 ○災害時において各種通信設備を迅速・的確に使用するため、平常時からマニュアルを作成し、通信設備の使用方法の習熟を図る必要がある。 ○災害時に防災関係機関相互の通信連絡や市民等への情報発信を迅速・的確に行うため、災害情報連絡体制を整備、推進するとともに、県の災害情報の入力・表示システムである「埼玉県災害オペレーション支援システム」を活用する必要がある。 ○停電時においても防災行政無線等により、情報伝達体制を確立する必要がある。 ○市からの情報を市民等が確実に把握できるように、防災行政無線の放送やメール配信、電話応答サービス、市ホームページへの掲載、SNSの活用など、複合的な情報伝達手段を確保する必要がある。
○避難所等の防災拠点や災害対策本部を設置する防災中枢拠点において、災害時においても使用できる情報通信機能や管理機能などの充実を図る必要がある。	
○市ホームページがアクセス過多により閲覧できなくなる恐れがあることから、災害モードへの切り替えやキャッシュページへの誘導等、アクセスを分散させる必要がある。	
5-2	復旧・復興に必要な電力や都市ガス供給、石油・LPガス等の長期間にわたる機能の停止
③環境・エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時に備え、防災拠点などの公共施設や事業所等において、発電機の配備や自立・分散型エネルギー・システムの導入を推進する必要がある。 ○災害時の石油類燃料等を確保するため、新たな石油関係団体等との協定締結に努めるとともに、市内の供給事業者との応援協定に基づき、災害時のエネルギーの調達、供給体制の整備を進める必要がある。
5-3	上水道等の長期間にわたる供給停止
②住宅・都市・ライフライン	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時においては、水道管の破損や停電による送水不能による広範囲の断水が想定されるため、桶川北本水道企業団において、上水道施設の耐震化や老朽化対策、停電対策、円滑な復旧活動ができる体制整備を推進する必要がある。

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1089 158 2010 214">5-4 下水道施設等の長期間にわたる機能停止</td></tr> <tr> <td data-bbox="1089 214 2010 833"> <p>②住宅・都市・ライフライン</p> <p>○下水道施設の耐震性の向上及び未普及対策に努めるとともに、既設管等の事前調査などにより、老朽化した下水道施設の更新及び改修等を実施し、下水道施設の安全化を推進する必要がある。</p> </td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1089 833 2010 865">5-5 交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響</td></tr> <tr> <td data-bbox="1089 865 2010 1151"> <p>②住宅・都市・ライフライン</p> <p>○北本市住宅・建築物耐震改修促進計画に基づき、市内にある旧耐震基準で建てられた建築物の耐震化を引き続き促進するとともに、住宅や多くの人が利用する建築物、緊急輸送道路沿道建築物、防災上重要な施設等の適切な維持管理を促進する必要がある。</p> <p>○緊急輸送道路の啓閉・復旧を迅速に行うため、協定を締結している北本市総合建設業協会と協力体制を推進し、道路啓閉体制整備を図る必要がある。</p> <p>○災害時に救援・支援活動や物資輸送活動等の緊急輸送を円滑に行うため、緊急輸送道路を中心とした道路ネットワークの整備を推進するとともに、緊急輸送道路の耐震性の向上、沿線地域の不燃化、閉塞建築物の耐震化等に努める必要がある。</p> <p>○他の道路管理者と連携し、または働きかけ、バイパスの整備や多車線化などにより、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する必要がある。</p> <p>○災害が発生した際に、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておく必要がある。</p> <p>○災害からの円滑な復旧を図るためにあらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努める必要がある。</p> <p>○電柱等の倒壊による死傷者の発生を防止するため、緊急輸送道路などにおける電線の地中化等、防災面にも配慮する必要がある。</p> <p>○非常に消防車両等のアクセスが迅速にできるように、住宅密集地の道路状況の点検や拡幅、隅切り等による進入路の整備に努める必要がある。</p> <p>○大規模災害発生時においては、JR 高崎線北本駅を起終点とした路線バス及び路線バスを補完する公共交通であるデマンドバスが運行できなくなることが想定されるため、運行業者と連携し、円滑な復旧体制を整備する必要がある。</p> </td></tr> </table>	5-4 下水道施設等の長期間にわたる機能停止	<p>②住宅・都市・ライフライン</p> <p>○下水道施設の耐震性の向上及び未普及対策に努めるとともに、既設管等の事前調査などにより、老朽化した下水道施設の更新及び改修等を実施し、下水道施設の安全化を推進する必要がある。</p>	5-5 交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	<p>②住宅・都市・ライフライン</p> <p>○北本市住宅・建築物耐震改修促進計画に基づき、市内にある旧耐震基準で建てられた建築物の耐震化を引き続き促進するとともに、住宅や多くの人が利用する建築物、緊急輸送道路沿道建築物、防災上重要な施設等の適切な維持管理を促進する必要がある。</p> <p>○緊急輸送道路の啓閉・復旧を迅速に行うため、協定を締結している北本市総合建設業協会と協力体制を推進し、道路啓閉体制整備を図る必要がある。</p> <p>○災害時に救援・支援活動や物資輸送活動等の緊急輸送を円滑に行うため、緊急輸送道路を中心とした道路ネットワークの整備を推進するとともに、緊急輸送道路の耐震性の向上、沿線地域の不燃化、閉塞建築物の耐震化等に努める必要がある。</p> <p>○他の道路管理者と連携し、または働きかけ、バイパスの整備や多車線化などにより、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する必要がある。</p> <p>○災害が発生した際に、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておく必要がある。</p> <p>○災害からの円滑な復旧を図るためにあらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努める必要がある。</p> <p>○電柱等の倒壊による死傷者の発生を防止するため、緊急輸送道路などにおける電線の地中化等、防災面にも配慮する必要がある。</p> <p>○非常に消防車両等のアクセスが迅速にできるように、住宅密集地の道路状況の点検や拡幅、隅切り等による進入路の整備に努める必要がある。</p> <p>○大規模災害発生時においては、JR 高崎線北本駅を起終点とした路線バス及び路線バスを補完する公共交通であるデマンドバスが運行できなくなることが想定されるため、運行業者と連携し、円滑な復旧体制を整備する必要がある。</p>
5-4 下水道施設等の長期間にわたる機能停止					
<p>②住宅・都市・ライフライン</p> <p>○下水道施設の耐震性の向上及び未普及対策に努めるとともに、既設管等の事前調査などにより、老朽化した下水道施設の更新及び改修等を実施し、下水道施設の安全化を推進する必要がある。</p>					
5-5 交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響					
<p>②住宅・都市・ライフライン</p> <p>○北本市住宅・建築物耐震改修促進計画に基づき、市内にある旧耐震基準で建てられた建築物の耐震化を引き続き促進するとともに、住宅や多くの人が利用する建築物、緊急輸送道路沿道建築物、防災上重要な施設等の適切な維持管理を促進する必要がある。</p> <p>○緊急輸送道路の啓閉・復旧を迅速に行うため、協定を締結している北本市総合建設業協会と協力体制を推進し、道路啓閉体制整備を図る必要がある。</p> <p>○災害時に救援・支援活動や物資輸送活動等の緊急輸送を円滑に行うため、緊急輸送道路を中心とした道路ネットワークの整備を推進するとともに、緊急輸送道路の耐震性の向上、沿線地域の不燃化、閉塞建築物の耐震化等に努める必要がある。</p> <p>○他の道路管理者と連携し、または働きかけ、バイパスの整備や多車線化などにより、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する必要がある。</p> <p>○災害が発生した際に、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておく必要がある。</p> <p>○災害からの円滑な復旧を図るためにあらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努める必要がある。</p> <p>○電柱等の倒壊による死傷者の発生を防止するため、緊急輸送道路などにおける電線の地中化等、防災面にも配慮する必要がある。</p> <p>○非常に消防車両等のアクセスが迅速にできるように、住宅密集地の道路状況の点検や拡幅、隅切り等による進入路の整備に努める必要がある。</p> <p>○大規模災害発生時においては、JR 高崎線北本駅を起終点とした路線バス及び路線バスを補完する公共交通であるデマンドバスが運行できなくなることが想定されるため、運行業者と連携し、円滑な復旧体制を整備する必要がある。</p>					

事前に備えるべき目標 7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
<p>①健康・医療・福祉</p> <ul style="list-style-type: none">○避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、避難行動要支援者名簿を作成する必要がある。○避難行動要支援者一人ひとりの避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、個別計画を策定する必要がある。○避難支援等関係者と避難行動要支援者名簿の情報を共有しながら避難支援を実施する体制を整備する必要がある。○保育所等において利用者の命を守るため、保育士等に対し、災害発生時の利用者の安全確保、非常参集及び災害対策本部・保護者との連携等、災害応急対策について研修を行う必要がある。	
<p>②住宅・都市・ライフライン</p> <ul style="list-style-type: none">○道路、公園等の都市基盤施設が不十分な地区や、市街地としての密集度の高い地区は延焼の恐れがある。中高層建築物整備の可能性が高い地区については、敷地や建築物の共同化等を行い、小規模なオープンスペース(公園空地等)の創出や耐火耐震性の建築物への誘導も検討し、災害に強い環境の形成を進める必要がある。○本市の「その他空家率」は 4.3%(平成 30 年)となっており、災害時の倒壊や延焼が危ぶまれることから、北本市空家等対策計画に基づき、空家等対策を推進する必要がある。○本市域内には、北本総合公園、子供公園、中央緑地、北本宿緑地公園をはじめ多くの公園が整備されているほか、まとまりのある豊かな緑地も多く残っている。これらの空間は災害時には延焼遮断空間、避難空間、救援活動の拠点として重要な役割を有していることから、公園・緑地の保全や公共用地・家庭の緑化を推進する必要がある。○防災活動拠点となる都市公園等については、耐震性貯水槽や夜間照明、非常電源施設等の災害応急対策に必要な施設の整備を推進する必要がある。	

④行政機能（警察・消防等含む）

- 消防力の現勢等を把握し、消防機関等と連携して、消防機械器具、消防水利施設等の整備充実を図るとともに、消防団に必要な消防資機材、消防団詰所、ポンプ自動車等の計画的な更新を図る必要がある。
- 出火時の初期消火を迅速に行うため、各家庭や事業所における消火器や火災警報設備の設置を促進する必要がある。
- 出火時の初期消火を迅速に行うため、消防団を活性化し、災害活動能力を向上させるとともに、市民への防災指導に努める必要がある。
- 通電火災を防ぐため、各家庭において感震ブレーカーへの取り換えを促進する必要がある。

○消防本部は、自らの消防力だけでは対応できない場合に備え、埼玉県下消防相互応援協定に基づく応援や緊急消防援助隊など、他の消防機関の応援に対する受援体制を整備する必要がある。

⑤産業・農業

- 農地は、災害時における被災者への野菜などの供給や火災の延焼防止として重要な機能を担っており、また、井戸等の農業施設の活用等も重要であることから、今後とも、農業生産環境の整備を推進する必要がある。

⑥教育・文化

- 児童、生徒が円滑に避難できるよう、学校における訓練実施や体系的な防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める必要がある。

⑦情報通信

- 災害時に防災関係機関相互の通信連絡や市民等への情報発信を迅速・的確に行うため、災害情報連絡体制を整備、推進するとともに、県の災害情報の入力・表示システムである「埼玉県災害オペレーション支援システム」を活用する必要がある。
- 情報を市民等が確実に把握できるように、防災行政無線の放送、メール配信、電話応答サービスや市ホームページへの掲載など、複合的な情報伝達手段を確保する必要がある。
- 小・中学校においては、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルを策定する必要がある。

⑧地域づくり・リスクコミュニケーション

- 出火時の初期消火を迅速に行うため、自主防災組織の防災訓練の参加を促すとともに、自主防災組織が独自に訓練を実施する場合、訓練方法等について積極的な支援を行う必要がある。

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞による交通麻痺

②住宅・都市・ライフライン

- 北本市住宅・建築物耐震改修促進計画に基づき、市内にある旧耐震基準で建てられた建築物の耐震化を引き続き促進とともに、住宅や多くの人が利用する建築物、緊急輸送道路沿道建築物、防災上重要な施設等の適切な維持管理を促進する必要がある。
- 緊急輸送道路の啓開・復旧を迅速に行うため、協定を締結している北本市総合建設業協会と協力体制を推進し、道路啓開体制整備を図る必要がある。
- 災害時に救援・支援活動や物資輸送活動等の緊急輸送を円滑に行うため、緊急輸送道路を中心とした道路ネットワークの整備を推進するとともに、緊急輸送道路の耐震性の向上、沿線地域の不燃化、閉塞建築物の耐震化等に努める必要がある。

- 他の道路管理者と連携し、または働きかけ、バイパスの整備や多車線化などにより、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する必要がある。
- 災害が発生した際に、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておく必要がある。
- 災害からの円滑な復旧を図るためにあらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努める必要がある。
- 電柱等の倒壊による死傷者の発生を防止するため、緊急輸送道路などにおける電線の地中化等、防災面にも配慮する必要がある。
- 非常時に消防車両等のアクセスが迅速にできるように、住宅密集地の道路状況の点検や拡幅、隅切り等による進入路の整備に努める必要がある。

7-3 危険物・有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大

④行政機能（警察・消防等含む）

- 危険物の流出事故等を未然に防止するため予防対策を推進する必要がある。

⑤産業・農業

- 危険物等を取扱う事業所において、火災が拡大する等の恐れがあるときは、周辺地域の市民に対し避難を呼びかけるとともに、避難誘導、立入禁止場所の設定・周知等必要な措置を講じる必要がある。

27 頁～28 頁

事前に備えるべき目標 8	
	社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
③環境・エネルギー	<p>○大規模災害時には、通常のごみに加え、一時に家具等の大量の災害廃棄物が排出されるため、仮置場の確保、収集運搬体制、相互支援体制などのごみ処理体制の整備を図る必要がある。</p>
8-2	地域コミュニティの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
④行政機能（警察・消防等含む）	<p>○大規模な災害が発生した場合、行政や防災関係機関のみで円滑な応急対策を実施するのは限界があるため、災害時に円滑にボランティア団体等の協力が得られるよう、ボランティアの活動環境の整備に努める必要がある。</p>
⑧地域づくり・リスクコミュニケーション	<p>○災害に強いまちづくりは市民との協働で行うものであるため、市民参加による取組みが必要不可欠であり、現況調査や計画づくりなど早い段階で市民の参加を求め、協働の実現を図っていく必要がある。</p>
8-3	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
②住宅・都市・ライフライン	<p>○土地利用の変化に伴い、地下への雨水浸透量が減少し、大雨時の地表水が増加するため、雨水排水施設等の整備を推進するとともに宅地内での雨水の流出抑制対策を図る必要がある。</p>
8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
⑥教育・文化	<p>○大規模地震時には、指定文化財及び文化財所有者の建築物の倒壊、展示施設の損壊が予想されるため、収蔵・保管施設の耐震・免震化や、文化財の転倒、落下防止対策等の強化を図る必要がある。</p> <p>○文化財の防火対策を徹底するため、消防等関係団体と連携し、防火体制・防火設備の整備強化等の徹底を期する必要がある。</p>

25 頁～26 頁

事前に備えるべき目標 6	
	社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する
6-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
③環境・エネルギー	<p>○大規模災害時には、通常のごみに加え、一時に家具等の大量の災害廃棄物が排出されるため、仮置場の確保、収集運搬体制、相互支援体制などのごみ処理体制の整備を図る必要がある。</p>
6-2	地域コミュニティの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
④行政機能（警察・消防等含む）	<p>○大規模な災害が発生した場合、行政や防災関係機関のみで円滑な応急対策を実施するのは限界があるため、災害時に円滑にボランティア団体等の協力が得られるよう、ボランティアの活動環境の整備に努める必要がある。</p>
⑧地域づくり・リスクコミュニケーション	<p>○災害に強いまちづくりは市民との協働で行うものであるため、市民参加による取組みが必要不可欠であり、現況調査や計画づくりなど早い段階で市民の参加を求め、協働の実現を図っていく必要がある。</p>
6-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
⑥教育・文化	<p>○大規模地震時には、指定文化財及び文化財所有者の建築物の倒壊、展示施設の損壊が予想されるため、収蔵・保管施設の耐震・免震化や、文化財の転倒、落下防止対策等の強化を図る必要がある。</p> <p>○文化財の防火対策を徹底するため、消防等関係団体と連携し、防火体制・防火設備の整備強化等の徹底を期する必要がある。</p>
6-4	事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
④行政機能（警察・消防等含む）	<p>○早期の被災者支援のため、被害家屋の調査や罹災証明書の迅速な交付体制などを整備する必要がある。</p> <p>○災害時に被災者の住まいを確保するため、応急仮設住宅等を円滑かつ迅速に供給できる体制を整備する必要がある。</p>

8-5 事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
④行政機能（警察・消防等含む） ○早期の被災者支援のため、被害家屋の調査や罹災証明書の迅速な交付体制などを整備する必要がある。 ○災害時に被災者の住まいを確保するため、応急仮設住宅等を円滑かつ迅速に供給できる体制を整備する必要がある。

29 頁

（在宅医療の電源確保の推進）

- 人工呼吸器使用者にとって、災害時の停電は命に直結し、避難行動も周到な準備が必要であることから、市は、災害時に人工呼吸器使用者を支援する体制について整備を図る。

30 頁

（感染症の発生とまん延の防止（正しい知識の普及啓発、情報発信、予防接種の実施））

- 災害発生時における感染症の発生・蔓延を防ぐため、県や近隣自治体と連携し、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施する。
- 避難所等における消毒液やグローブ、マスク、感染防護服等の備蓄を推進する。
- 避難所において、新型コロナウイルス感染症の疑いがある者に対し専用スペースを用意するなどの対策を講じる。

（保育施設等における防災機能向上）

- 保育士等に対し、災害発生時の利用者の安全確保、非常参集及び災害対策本部・保護者との連携等、災害応急対策について研修を行う。

35 頁

（文化財の保護）

- 指定文化財及び文化財所有者の建築物の倒壊、展示施設の損壊を防ぐため、収蔵・保管施設の耐震・免震化や文化財の転倒、落下防止対策等の強化を図る。
- 消防等関係団体と連携し、防火体制・防火設備の整備強化等の徹底を図る。

--

27 頁

（在宅医療の電源確保の推進）

- 人工呼吸器等使用者や酸素療法者等にとって、災害時の停電は命に直結し、避難行動も周到な準備が必要であることから、市は、災害時に人工呼吸器等使用者や酸素療法者等を支援する体制について整備を図る。

28 頁

（感染症の発生とまん延の防止（正しい知識の普及啓発、情報発信、予防接種の実施））

- 災害発生時における感染症の発生・蔓延を防ぐため、県や近隣自治体と連携し、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施する。
- 避難所等における消毒液やグローブ、マスク、感染防護服等の備蓄を推進する。
- 避難所において、新型インフルエンザ等感染症の疑いがある者に対し専用スペースを用意するなどの対策を講じる。

33 頁

（文化財の保護）

- 指定文化財及び文化財所有者の建築物の倒壊、収蔵・保管施設の損壊を防ぐため、収蔵・保管施設の耐震・免震化や文化財の転倒、落下防止対策等の強化を図る。
- 消防等関係団体と連携し、防火体制・防火設備の整備強化等の徹底を図る。

37 頁

(公共施設の耐震化の推進)

- 居室を有する建築物については、北本市住宅・建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震性の確保に努める。

35 頁

(公共施設等マネジメント)

- 北本市公共施設等総合管理計画に基づき総合的かつ計画的な管理を推進し、ライフサイクルコストの削減に努めるとともに、「予防保全」を重視し、施設の現状を把握した上で大規模な改修や建替えを計画的に実施する。
- 人口減少・少子高齢化に伴い変化する市民ニーズに適切に対応するため、公共施設の機能や規模の適正化を図り、質の高い市民サービスを維持する。
- 公共施設の施設管理者は定期的に点検を実施し(ブロック塀、屋外看板等を含む)、必要な箇所については補修等を実施する。